

保育提供体制の強化 (職員配置基準の改善等)

1.(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

現状・課題等

- 待機児童対策の推進により保育の量の拡大が進む中で、質の確保・向上が求められている。保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案なども発生。保育の質の確保・向上や安全安心な環境の確保のために、保育提供体制の強化を進める必要
- 令和6年度には、「こども未来戦略」（加速化プラン）に基づき、制度創設以来76年ぶりに、**4・5歳児の職員配置基準**について、**30対1から25対1への改善**を図ったところ（3歳児の職員配置基準もあわせて20対1から15対1へ改善）。4・5歳児、3歳児の職員配置の改善を進めるとともに、1歳児の職員配置基準の改善についても早期に進めることが求められる

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

- 保育所等の職場環境の改善のため、保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進しているところ、テクノロジーの活用や保育士以外の人材の活躍も含めて保育所等の体制を考えていくことが重要
- なお、職員配置基準については、真に必要な配置基準はどうあるべきか、科学的検証が必要との指摘があり、検証の手法やエビデンスに関する知見の収集など、研究を進める必要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育の安全性と質を確保・向上させるため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育提供体制の強化を進める



✓対応のポイント

- 加速化プランに基づいた配置改善の着実な実施
- エビデンスに基づいた配置基準の改善の検討

【4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進】

- 加算の取得等により改善を促進するとともに、改善の状況を確認しながら、「従前の基準により運営することも妨げない」としている経過措置の取扱いを検討（3歳児については令和9年度末までとする見直しを実施【R7】）

【1歳児の職員配置の改善】

- 保育人材の確保等も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に改善を進めることとしており、職場環境を改善している事業所において1歳児の配置を5：1に改善した場合の加算（1歳児配置改善加算）を創設【R7～】

【保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究】

- 職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討するとともに、テクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進める【R6～】



- 保育士等の配置改善により保育の質の確保・向上、保育士等の業務負担の軽減を実現する
【4歳以上児配置改善加算等の取得施設の割合の増加（令和8年度）】
※令和7年度実績 93.9%

職員配置の改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和6年度の対応：4・5歳児の配置基準の改善

【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4歳以上児配置改善加算」を措置する
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける。

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30:1	25:1

- ※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している（令和4年度の加算取得率：約90%）
- ※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1→15：1）を行う（3歳児の職員配置基準の改善に係る経過措置は令和9年度末で終了予定）

令和7年度予算等における対応：1歳児の職員配置の改善

- 1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置する【令和7年度予算109億円】
- 具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善した場合に、加算する（令和7年4月～）

※6：1の配置に要する経費と、5：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所

（配置基準が既に5：1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）

- (1) 処遇改善等加算区分1～3の全てを取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている※1
- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上※2

- ※1 ①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している
- ※2 処遇改善等加算区分1の「職員1人当たりの平均経験年数」と同様の計算による年数

加速化プランに基づいた配置改善を着実に実施するとともに、エビデンスに基づいた配置基準の改善の検討を進める

※令和6・7年度の対応を踏まえた配置改善の実態調査を実施したほか、保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の調査研究を実施中

- 3歳児の職員配置については、平成27年度より15:1による配置を行った場合に加算措置を講じ、令和6年度より経過措置を設けた上で最低基準を改正した。
4・5歳児の職員配置については、令和6年度より25:1による配置を行った場合の加算を創設し、経過措置を設けた上で最低基準を改正した。
- 調査は全ての幼稚園・保育所・認定こども園を対象として全国の市区町村を通じて実施。
配置改善の状況等について、有効回答のあった約3万5千施設の状況についてとりまとめたもの（自治体数ベースでの回収率100%）。
- 令和7年7月1日時点の配置改善の実施状況は、3歳児は全体で97.2%、4・5歳児は全体で93.9%の実施率。
- 令和6年7月1日と比較すると、3歳児は1ポイント上昇（96.2%→97.2%）。4・5歳児は0.5ポイント下降（94.4%→93.9%）。
- 施設種別では3歳児は認定こども園、4・5歳児は保育所が最も高く、公私別では3歳児は私立施設、4・5歳児は公立施設の方が高かった。
- 未実施施設の今後の改善見込みについては、約6～7割が「未定」と回答しており、人材確保が課題と考えられる。

3歳児15：1を満たしている施設の割合

【令和7年7月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	94.3%	94.2%	95.0%	94.3%
私立	98.7%	98.3%	97.7%	98.1%
全体	97.1%	97.1%	97.4%	97.2%

【参考：令和6年7月1日時点（昨年度調査結果）】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	90.8%	93.3%	94.0%	93.1%
私立	97.2%	97.1%	97.8%	97.4%
全体	94.3%	95.9%	97.3%	96.2%

【未実施施設の今後の改善見込施設（割合）】 (N=983)

	今年度内	8年度以降	未定
公立	0 (0.0%)	229 (46.7%)	261 (53.3%)
私立	40 (8.1%)	110 (22.3%)	343 (69.6%)
全体	40 (4.1%)	339 (34.5%)	604 (61.4%)

4・5歳児25：1を満たしている施設の割合

【令和7年7月1日時点】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	97.6%	95.1%	97.3%	95.9%
私立	92.4%	94.8%	90.9%	93.2%
全体	94.8%	94.9%	91.8%	93.9%

【参考：令和6年7月1日時点（昨年度調査結果）】

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
公立	96.2%	94.0%	95.9%	94.7%
私立	94.7%	94.0%	94.7%	94.3%
全体	95.5%	94.0%	94.9%	94.4%

【未実施施設の今後の改善見込施設（割合）】 (N=2,137)

	今年度内	8年度以降	未定
公立	0 (0.0%)	205 (54.2%)	173 (45.8%)
私立	45 (2.6%)	352 (20.0%)	1,362 (77.4%)
全体	45 (2.1%)	557 (26.1%)	1,535 (71.8%)

○ 1歳児の職員配置については、3歳児や4・5歳児の配置改善より多くの保育人材が必要となるため、まずは基準の見直しではなく、保育の質の向上や職場環境・処遇改善等の観点から、一定の要件（※）を満たす事業所への「加算措置」により対応を進めたところ。

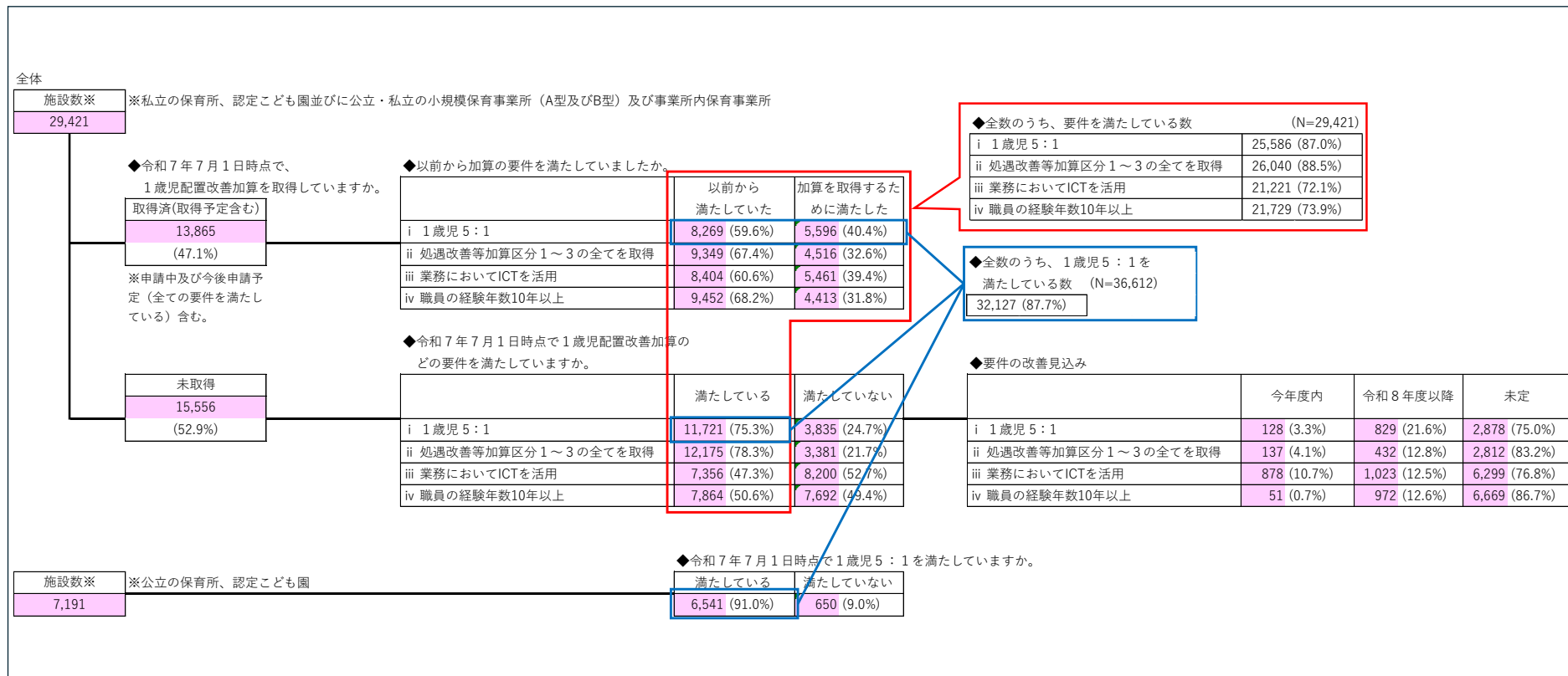
※以下3つの要件いずれも満たす施設が対象

①処遇改善等加算区分1～3を全て取得していること、②業務においてICTの活用を進めていること、③施設の職員の平均経験年数が10年以上であること

○ 調査は全ての保育所・認定こども園・小規模保育事業所（A型及びB型）・事業所内保育事業所を対象として全国の市区町村を通じて実施。配置改善の状況等について、有効回答のあった約3万6千施設の状況についてとりまとめたもの（自治体数ベースでの回収率100%）。

○ 1歳児を受け入れる施設・事業所のうち、職員配置を改善しているのは87.7%。

○ 1歳児配置改善加算の令和7年7月1日時点の加算取得率（取得予定含む）は47.1%と対象施設・事業所の約半分。加算が未取得の施設・事業所のうち、最も満たしていない要件は業務におけるICT活用（未取得のうち、52.7%が要件を満たしていない）。



【目的】

昨年度に引き続き、3歳児、4・5歳児の配置改善状況の把握及び今年度から創設した1歳児配置改善加算の取得状況等の実態を把握するもの。

【調査対象】

- ・ 3歳児、4・5歳児に関する項目：公立・私立の全ての特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）
- ・ 1歳児に関する項目：公立・私立の全ての保育所、認定こども園、小規模保育事業所（A型及びB型）、事業所内保育事業所

【調査実施時期】

令和7年9月中旬～11月下旬

【調査方法】

市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）において管内施設の状況を取りまとめの上、都道府県に提出。都道府県において管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）を取りまとめの上、こども家庭庁に回答する。（全数調査）

【調査事項】

〈基本情報〉

- ・ 7月1日時点の施設・事業所全体の利用児童数
うち3歳児、4・5歳児、1歳児の人数

〈3歳児、4・5歳児〉

- ・ 7月1日時点の3歳児配置改善（15：1）状況、4・5歳児の配置改善（25：1）状況
- ・ 今後の改善の実施見込み

〈1歳児〉

- ・ 7月1日時点の1歳児配置改善加算の取得状況、当該加算の要件の充足状況（※1）
- ・ 今後の改善見込み（※1）
- ・ 7月1日時点の1歳児の配置改善（5：1）状況（※2）
 - ※1 私立の保育所、認定こども園並びに公立・私立の小規模保育事業所及び事業所内保育事業所
 - ※2 公立の保育所及び認定こども園

【回収状況】（括弧書きは令和6年7月1日の有効回答数）

〈3歳児〉

- ・ 有効回答数：34,514か所(28,781か所)

〈4・5歳児〉

- ・ 有効回答数：35,047か所(29,001か所)

〈1歳児〉

- ・ 有効回答数：36,612か所

保育士配置基準の変遷

	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳
1948～1951 (S23～26)	10 : 1	10 : 1	30 : 1	30 : 1	30 : 1
1952～1961 (S27～36)	10 : 1	10 : 1	30 : 1 (10 : 1)	30 : 1	30 : 1
中央児童福祉審議会の 意見具申 (1962,S37)	6 : 1	6 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1
1962・1963 (S37・38)	10 : 1 (9 : 1)	10 : 1 (9 : 1)	10 : 1 (9 : 1)	30 : 1	30 : 1
1964 (S39)	8 : 1	8 : 1	9 : 1	30 : 1	30 : 1
1965 (S40)	8 : 1	8 : 1	8 : 1	30 : 1	30 : 1
1966 (S41)	8 : 1 (7 : 1)	8 : 1 (7 : 1)	8 : 1 (7 : 1)	30 : 1	30 : 1
1967 (S42)	6 : 1	6 : 1	6 : 1	30 : 1	30 : 1
1968 (S43)	6 : 1	6 : 1	6 : 1	30 : 1 (25 : 1)	30 : 1
中央児童福祉審議会の 意見具申 (1968,S43)	3 : 1	—	—	—	—
1969～1997 (S44～H9)	6 : 1 (3 : 1)	6 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1
1998～2014 (H10～26)	3 : 1	6 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1
社会保障と税の一体改革 (2012,H24)	—	5 : 1	—	15 : 1	25 : 1
2015～2023 (H27～R5)	3 : 1	6 : 1	6 : 1	20 : 1 (15 : 1)	30 : 1
2024 (R6)	3 : 1	6 : 1	6 : 1	15 : 1 (※3)	25 : 1 (※4)
2025～ (R7～)	3 : 1	6 : 1 (5 : 1)	6 : 1	15 : 1 (※3)	25 : 1 (※4)

※1 配置基準は、最低基準による。

※2 () 内は、公定価格上(運営費上)あるいは他の補助金による配置基準等である。

※3 経過措置として、令和9年度末までの間は従前の基準(20 : 1)による運営を妨げない。

※4 経過措置として、当分の間は従前の基準(30 : 1)による運営を妨げない。